

お知らせ

ファミリー・サポート・センター説明会

地域の中で子どもを預けた方(ファミリー会員)は出席してください。申し込みが必要(子ども同伴可)。

とき・ところ 6月18日(日)午前10時~正午・保谷東分庁舎 6月29日(木)午前10時~正午・イングリル入会登録に必要なもの...



市・都民税(住民税)納税通知書を送付します

平成18年度の市・都民税納税通知書を6月9日(金)に送付します。ただし、次の方には送付しません。

市・都民税をすべて給与天引きで納めている方(特別徴収の方) 市・都民税が課税されていない方

65歳以上の方の公的年金等控除額の変更に伴い、税金を計算する際の雑(年金)所得が増えます。

65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置の廃止により、17年度までは非課税だった方も、18年度から課税される方がいます。

ただし、昭和15年1月2日以前生まれで、前年の合計所得金額が125万円以下の方については、経過措置として税額の3分2を減額します。

定率減税の額が2分の1に縮小(所得割額の7・5割、上限2万円)されたことに伴い、住民税額が増えます。

妻に対する均等割軽減措置が廃止され、妻に一定の所得があれば、妻に均等割(4千円)が全額課税されます。

市・都民税の課税・非課税証明書の発行について 証明書は申告された方およびその方の扶養親族として申告書等に氏名の記載のある市内在住の方に発行します。

平成18年度の証明書の発行は6月9日(金)からです。なお、申告期限後の申告の場合、証明書発行に1か月程の期間を要しますので、早急に申告してください。

市民税課(☎内線1321) 障害基礎年金と老齢厚生年金等が併せて受給が可能に

今までの年金制度では、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金は併せて受給(併給)することができませんでしたが、このため、障害基礎年金を受給している方は、障害を有しながら勤務して自ら厚生年金保険料を納付しても、年金給付に反映されにくい仕組みとなっていました。

4月からこれを改正し、65歳以上の障害基礎年金(旧法)による障害年金も含む)の受給権者は、障害基礎年金を受給しながら老齢厚生年金または遺族厚生年金を併給することができるようになります。

障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給に関するお問い合わせはねんきんダイヤル☎0570・07・1165または武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ。

国民健康保険収納推進員 国民健康保険収納推進員は、保険制度を理解していただくために、国民健康保険加入者のお宅を訪問し、保険料の収納や納付相談、口座振替についての説明などを行っています。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

国民健康保険収納推進員が自宅を訪問していただきます

認定証の更新 7月1日から新しい医療証に変わります。現在、(福)老人医療費助成制度対象者で、限度額適用認定を受けている方がお持ちの認定証の有効期限は平成18年6月30日です。7月1日以降も(福)限度額適用認定を受けるには、申請が必要となります。

指定基準 周囲の住環境を損なわない状態で、健全で、美観上すぐれていること、かつ次の各規程に適合するもの

保存樹等の指定 市では、保存樹等の申請を受け付けています。次の指定基準を参照のうえ、申請してください。

受付けをしています

生活福祉課(☎内線1582、☎内線235) 生活福祉課(☎内線1582、☎内線235)

申請者の属する世帯の主たる生計維持者が住民税非課税者であること

申請手続き 更新をした新医療証を6月の末までに送付します。新医療証が届いてから申請をしてください。

戦没者等のご遺族の皆さんへ 第8回特別弔慰金(戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます)

受付窓口 生活福祉課(田無庁舎1階および保谷保健福祉総合センター1階)

生け垣改修費用の補助金 生け垣改修費用の補助金(1トナ当たり1万円(30トナを限度))

生垣設置助成制度のご利用を

みどり豊かなまちづくりを推進するため、生垣設置助成制度を行っています。道路に面した場所に、新しく生け垣を作りたい方、ブロック塀等を撤去して生け垣にしたい方、ぜひご利用ください。

雨水浸透ますの助成制度のご利用を

市では、集中豪雨や台風による浸水被害を少なくするため、降った雨をできるだけ河川に流さない、河川へ出るのを遅らせるなどの工夫をしています。これが浸透による雨水の処理施設です。この雨水浸透ますの設置を希望する方に、設置費用を助成していただきます。市内の指定下水道工事を通じて申請してください。

なす樹木の集団で、その長さが10メートル以上のもの

補助金 保存樹木:1本当たり年額5千円、保存生垣:1トナ当たり年額240円、保存樹林:1平方トナ当たり年額60円

生垣設置助成制度のご利用を

また、資産税課職員が市内全域の家屋の状況調査を行っています。家屋を取り壊したときは、ご連絡ください。

資産税課(☎内線1341) 資産税課(☎内線1341)

スポーツ振興事業の補助金申請制度のご利用を

市内在住の方または団体(市外のスポーツクラブ等で活動している場合は対象外)が、市または市内の所属団体等を代表して、次の各種競技大会に出場する場合、経費の一部を補助します。

対象 国際大会、国・地方自治体等が主催もしくは共催する全国大会または関東大会

対象 雨水を「雨どい」を通し「雨水浸透ます」に接続

する工事で、敷地面積が1千平方メートル以上の住宅、店舗兼住宅を所有する方(法人は除く)

下水道課(☎内線2484) 下水道課(☎内線2484)

家屋調査(新築・増改築分)にご協力を

平成18年中に新築・増改築された家屋は、平成19年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。

市では、対象となる家屋の評価額算定のため、地方税法に基づき、資産税課職員(固定資産評価補助員)がお伺いし、家屋調査を実施していただきます。調査の対象となる家屋は事前に書面にて通知します。調査のための日程をご連絡をお願いします。

また、資産税課職員が市内全域の家屋の状況調査を行っています。家屋を取り壊したときは、ご連絡ください。

なお、職員は必ず身分証明書を携帯しています。ご不審の際には、資産税課までご連絡ください。

資産税課(☎内線1341) 資産税課(☎内線1341)

対象 国際大会、国・地方自治体等が主催もしくは共催する全国大会または関東大会

等々、地方大会等の結果として出場権を得た大会を対象とします。

申込期間 大会実施の2か月前まで

社会体育(スポーツ)関係団体が行う事業に対する補助金の説明会

市内で社会体育(スポーツ)活動をしている自主団体が、市民や市内在学・在勤者を対象に行う事業の経費の一部を補助します。希望する団体は説明会にご参加ください。

市民基本台帳の一部の写しの閲覧を限定します

営利目的の閲覧の禁止について 市では平成17年8月から住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、事前予約、本人確認、誓約書や調査内容がわかる資料、会社の概要、個人情報に係る内部規程などの提出、閲覧時間の制限、撮影の禁止等請求審査を厳格に行う等、不正な利用の防止に努めてきました。

今回さらに、個人情報の保護の重要性、社会情勢に配慮し、営利目的の閲覧については、その請求に応じないことにしましたので、ご理解とご協力をお願いします。

閲覧の制限

閲覧の制限

とき 6月15日(木)午後6時30分~8時

場所 保谷庁舎4階

社会教育委員会協議(社会教育課・内線2711) 6月8日(木)午後2時~保谷庁舎・社会教育施設あり方について・傍聴5人

文化芸術振興施設懇談会(生活文化課・内線1414) 6月8日(木)午後6時30分~田無庁舎・文化芸術の振興施策について・傍聴5人

これに類似するものの送付等を目的とする閲覧の請求には応じません。

国や地方公共団体等の行う公用の目的、報道機関、学術研究機関等が行う世論調査、学術研究目的など公益上の目的による場合については、従来のとおり閲覧ができます。

閲覧の予約・場所など 閲覧の予約は、田無庁舎市民課のみになります。

閲覧の場所は、田無庁舎市民課1か所となります。審査については、現行のとおりに行います。

実施日 これらの対応は、6月1日分の閲覧から行いますので、予約時にご確認ください。